

福祉医療費助成制度 ガイドブック



西宮市医療年金課

(お問い合わせ先)

◇資格に関すること
(受給者証の交付など)

TEL 0798-35-3131

◇給付に関すること
(医療費の支給申請など)

TEL 0798-35-3188

福祉医療費助成制度とは	3
医療費の助成を受けられる方	4
こんなときはご注意を	5
乳幼児等・こども医療費助成制度	8
障害者・高齢障害者医療費助成制度	12
母子家庭等医療費助成制度	16
高齢期移行医療費助成制度	20
受給者証の使い方	22
受給者証の更新	25
受給者証の再交付	25
医療費支給申請の方法	26
その他の届出が必要なとき	29
オンラインでできる手続き	30
各種手続きができる場所	31

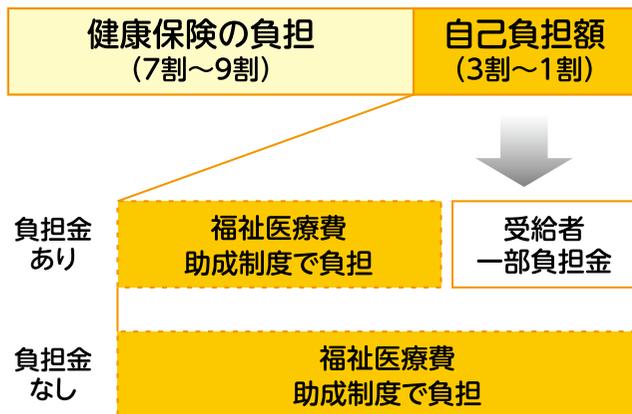
福祉医療費助成制度は、こども、障害者、母子(父子)家庭等、高齢者の方に対して、病院などで診察を受けた場合に支払う医療費の全部または一部を西宮市が助成するものです。

対象者には医療費受給者証が交付されます。

※なお、以下のものは、助成の対象となりません。

- ・健康診断、予防接種、薬の容器代、診断書作成料など、健康保険が適用されないもの
- ・入院時の部屋代や食事代
- ・令和3年6月利用分以前の訪問看護

医療費助成のイメージ



医療費の助成を受けられる方

医療費の助成を受けられるのは、つぎの要件を満たす方です。

またこの制度を利用するには、事前に申請が必要です。

- ①西宮市の住民であること
- ②西宮市の国民健康保険や、お勤め先の健康保険組合などに加入していること
- ③生活保護を受給していないこと
- ④所得要件を満たしていること
(乳幼児等・こども医療費助成制度はのぞきます)

※①から④のほか、制度ごとに異なる要件がありますので、各制度のページをご覧ください。

こんなときはご注意を

●第三者行為(交通事故など)にあったとき

交通事故や傷害事件など、第三者から傷病を受けた場合や自損事故の際に、医療機関で健康保険証を使用する場合はご加入の健康保険へ、福祉医療費受給者証を併せて使用する際は必ず市の福祉医療窓口[医療年金課医療給付チーム(Tel0798-35-3188)]へ届出をしてください。

●スポーツ振興センター災害給付の対象になるとき

保育所・幼稚園・学校内でけがなどをして、日本スポーツ振興センター災害共済給付等の対象となる場合は、医療費助成の対象外となります。

医療機関窓口では、健康保険証のみを提示し、受給者証は使用しないでください。

詳しくは、在籍されている保育所・幼稚園・学校へお問い合わせください。

制度については、独立行政法人日本スポーツ振興センター(<https://www.jpnsport.go.jp/anzen/saigai/tabid/56/Default.aspx>)をご確認ください。

●他の公費負担医療制度の 対象となるとき

自立支援医療や指定難病、小児慢性特定疾病など他の公費負担医療制度の給付を受けることができるときは、医療機関窓口では他の公費負担医療制度が優先します。いったん他の公費負担医療制度の自己負担限度額までお支払いのうえ、翌月以降に福祉医療費支給申請をしてください。

ただし、障害者医療費受給者証または高齢障害者医療費受給者証をお持ちの方のうち、精神障害者保健福祉手帳1～2級により福祉医療費助成を受けておられる方は、精神疾患治療のための医療費は助成対象外となります。

適正な医療機関の受診にご協力を

～受診が必要か判断に迷ったら電話相談や
ホームページをご活用ください～

24時間電話医療相談

- ・健康医療相談ハローにしのみや
(西宮市在住の方が対象。年齢問わず相談可)
電話:0120-86-2438
相談時間:24時間・年中無休

小児救急医療電話相談

- ・兵庫県 子ども医療電話相談
(兵庫県に在住の方が対象)
電話:#8000
(市外局番が06、072以外のプッシュホン回線、携帯、公衆電話)
電話:078-304-8899
(市外局番が06、072、ダイヤル回線、IP電話等)
相談時間:月曜～土曜 18時～翌朝8時
日曜・祝日・年末年始(12月29日～1月3日) 8時～翌朝8時
- ・阪神北広域こども急病センター電話相談
(西宮市・伊丹市・宝塚市・川西市・猪名川町に在住の方が対象)
電話:072-770-9981
相談時間:毎日 深夜0時～翌朝6時30分
- ・ホームページ
[西宮市ホームページ→救急・医療情報]

助成を受けられる方

0歳から高校3年生までのお子様(18歳に達する日以後最初の3月31日まで。高校等に通っていないお子様も対象になります。)

所得基準額

扶養義務者(父母等)全員の市町村民税所得割額の合計が23万5千円*

※寄附金税額控除(ふるさと納税等)、住宅借入金等特別税額控除前の額です。

※平成22年度税制改正に対する福祉医療の特例措置があります。

- ①扶養親族に16歳未満の方がおられる場合：
ひとりあたり19,800円を控除
- ②扶養親族に16歳～18歳の方がおられる場合：
ひとりあたり7,200円を控除

※平成30年度からの政令指定都市における市民税所得割額の標準税率の改正(6%→8%)については、改正前の税率(6%)で算定された税額で判定します。

助成の内容

病院などで健康保険が適用される診察を受ける場合、病院ごとに下の表の限度額までの支払いで受診できます。

なお、1歳から中学3年生までは2種類の助成内容となります。

	0歳	1歳 〈 中学3年生	高校生
所得基準額 未満	0円(負担なし)		
所得基準額 以上	※(注) 外来 1日800円まで 入院 1割負担 月3,200円まで		

※(注)外来について、同じ病院、薬局や訪問看護ステーションで、月2回目まで支払った場合、同一月内の3回目以降のご負担はありません。
また外来の負担割合は健康保険の負担割合です。(未就学児は2割負担、小学生から高校生は3割負担。)
なお入院については、3か月連続して支払った場合、4か月目以降のご負担はありません。

助成を受けるには

市役所で申請をして、受給者証の交付を受けてください。

【申請手続きに必要なもの】

①お子様の健康保険証

≪転入等、所得の申告が西宮市にない場合≫

②お子様の保護者(父母等)の課税(所得)証明書

※お子様が0歳児もしくは高校生の場合は不要です

☆0歳児のお子様については、オンラインでもお手続きすることができます。オンライン申請は「にしのみやスマート申請」から行えます。(申請には利用者登録が必要です。)



受給者証の使い方 P22

その他の届出が必要なき P29

オンラインでできる手続き P30

各種手続きができる場所 P31

便利だよ!



お手続きは郵送でも! (乳幼児等・こども医療)

西宮市内で出生届・転入届を提出された時に、案内文書や申請書・返信用封筒等の入った封筒をお渡しいたします。

医療年金課・各支所・市民サービスセンターにも用意しています。また、申請書類をお送りすることもできますので、医療年金課医療資格チーム(Tel0798-35-3131)までご連絡ください。

助成を受けられる方

(1)と(2)の両方の要件に該当する方

(1)障害の要件

次のいずれかに該当すること

身体障害者手帳1級から4級をお持ちの方

療育手帳A、B1をお持ちの方または療育手帳B2をお持ちの方のうち、IQ・DQ60以下かIQ・DQ61以上で自閉症の方

精神障害者保健福祉手帳1、2級をお持ちの方

(2)所得の要件

本人・配偶者・扶養義務者全員の市町村民税所得割額の合計が23万5千円未満※

※寄附金税額控除(ふるさと納税等)、住宅借入金等特別税額控除前の額。

※平成22年度税制改正に対する福祉医療の特例措置があります。

- ①扶養親族に16歳未満の方がおられる場合：
ひとりあたり19,800円を控除
- ②扶養親族に16歳～18歳の方がおられる場合：
ひとりあたり7,200円を控除

※平成30年度からの政令指定都市における市民税所得割額の標準税率の改正(6%→8%)については、改正前の税率(6%)で算定された税額で判定します。

助成の内容

病院などで健康保険が適用される診察を受ける場合、病院ごとに下の表の限度額までの支払いで受診できます。

区分	一部負担金 ※(注)	
	外来限度額	入院限度額
一般	1日600円まで	1割負担 月2,400円まで
低所得	1日400円まで	1割負担 月1,600円まで

※(注) 外来について、同じ病院、薬局や訪問看護ステーションで、月2回目まで支払った場合、同一月内の3回目以降のご負担はありません。
また外来の負担割合は健康保険の負担割合です。
なお入院については、3か月連続して支払った場合、4か月目以降のご負担はありません。

※低所得とは、所得制限対象者全員が市町村民税非課税かつ年金収入を加えた所得が80万円以下(☆)のことです。
☆令和3年度から市県民税の給与所得控除の見直し等については、その影響を生じさせないように対応します。

身体障害者手帳4級をお持ちの方へ

助成対象となるのは入院にかかる医療費のみです。
外来にかかる医療費は助成されません。

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方へ

精神疾患による医療費は助成されません。

助成を受けるには

市役所で申請をして、受給者証の交付を受けてください。

【申請手続きに必要なもの】

- ①助成を受けようとする方の健康保険証
- ②身体障害者手帳、療育手帳(兵庫県発行のもの)、
精神障害者保健福祉手帳

＜療育手帳B2でIQ・DQ60以下の場合＞

- ③判定意見書、もしくは同意書

＜療育手帳B2でIQ・DQ61以上かつ自閉症の場合＞

- ③自閉症の診断書

＜健康保険証が後期高齢者医療制度の方＞

- ④預金通帳等の金融機関口座が分かるもの

＜転入等、所得の申告が西宮市にない場合＞

- ⑤助成を受けようとする方、配偶者、
扶養義務者全員の課税(所得)証明書

受給者証の使い方 P22

その他の届出が必要なとき P29

各種手続きができる場所 P31



助成を受けられる方

(1)と(2)の両方の要件に該当する方

(1)年齢等の要件

次のいずれかに該当すること

ひとり親家庭で、18歳に達する日以後最初の3月31日までの子と、子を監護する母または父

18歳に達する日以後最初の3月31日までの遺児

※高校在学中の場合は20歳到達まで

(2)所得の要件

母または父・扶養義務者全員の市町村民税所得割額の合計が23万5千円未満*

※寄附金税額控除(ふるさと納税等)、住宅借入金等特別税額控除前の額。

※平成22年度税制改正に対する福祉医療の特例措置があります。

①扶養親族に16歳未満の方がおられる場合:

ひとりあたり19,800円を控除

②扶養親族に16歳～18歳の方がおられる場合:

ひとりあたり7,200円を控除

※平成30年度からの政令指定都市における市民税所得割額の標準税率の改正(6%→8%)については、改正前の税率(6%)で算定された税額で判定します。

助成の内容

病院などで健康保険が適用される診察を受ける場合、病院ごとに下の表の限度額までの支払いで受診できます。

区分	一部負担金 ^{※(注)}	
	外来限度額	入院限度額
一般	1日800円まで	1割負担 月3,200円まで
低所得	1日400円まで	1割負担 月1,600円まで

※(注)外来について、同じ病院、薬局や訪問看護ステーションで、月2回目まで支払った場合、同一月内の3回目以降のご負担はありません。

また外来の負担割合は健康保険の負担割合です。

なお入院については、3か月連続して支払った場合、4か月目以降のご負担はありません。

※低所得とは、所得制限対象者全員が市町村民税非課税かつ年金収入を加えた所得が80万円以下(☆)のことです。

☆令和3年度から市県民税の給与所得控除の見直し等については、その影響を生じさせないよう対応します。

助成を受けるには

市役所で申請をして、受給者証の交付を受けてください。

【申請手続きに必要なもの】

- ①母または父、子全員の健康保険証
- ②戸籍謄本(子と監護する父母のもので、ひとり親家庭となった事由が分かる1か月以内に発行されたもの)

………
◀転入等、所得の申告が西宮市にない場合▶

- ③助成を受けようとする方、扶養義務者等の課税(所得)証明書

※その他状況に応じて必要な書類があります

受給資格の更新について

毎年3月末までに受給者証の交付を受けた方に、4月中に、「母子家庭等医療費受給者証更新申請書」をお送りします。

更新申請書をご提出いただき、引き続き母子家庭等医療の要件および該当年度の受給者・扶養義務者等全員の市町村民税所得割額の合計が所得の要件を満たしている場合、7月1日で受給資格が更新されます。

受給者証の使い方 P22

その他の届出が必要なき P29

各種手続きができる場所 P31

お手続きはお早めに!

母子家庭等医療費助成制度は、申請した月の前月までにかかった医療費は助成の対象になりません。

助成を受けられることが分かったら、できるだけ早めのお手続きをおすすめします。

ご注意
ください



助成を受けられる方

65歳～69歳かつ市町村民税非課税世帯で、次のいずれかに該当する方

- 本人が要介護2以上の認定を受けている

→ **区分Ⅱ**

- 世帯全員の所得(年金収入からの控除は80万円、給与所得がある場合は10万円を控除)がなく、本人は年金収入80万円以下 → **区分Ⅰ**

助成の内容

病院などで健康保険が適用される診察を受ける場合、2割の支払いで受診できます。

また、病院ごとに1か月につき、下の表の外来・入院等限度額までの支払いで受診できます。

区分	一部負担金		
	割合	外来限度額	入院等限度額
区分Ⅱ	2割	12,000円	35,400円
区分Ⅰ		8,000円	15,000円

助成を受けるには

市役所で申請をして、受給者証の交付を受けてください。

【申請手続きに必要なもの】

- ①助成を受けようとする方の健康保険証
- ②介護保険被保険者証

≪転入等、所得の申告が西宮市にない場合≫

- ③助成を受けようとする方、その他同じ世帯の方全員の課税(所得)証明書

受給者証の使い方 P22

その他の届出が必要なとき P29

各種手続きができる場所 P31

受給者証の使い方

《医療費受給者証見本》

乳		乳幼児等医療費受給者証			
負担者番号		[] [] [] [] [] []			
受給者番号		[] [] [] [] [] []			
受給者	住所	見本			
	氏名				
	生年月日				
一部負担金	外来	円			
	入院	円			
有効期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで				
発行機関名及び印	兵庫県西宮市長		印		
交付年月日	令和 年 月 日				

※毎年7月に更新されます(証の色が変わります)

受給対象となられた方には、医療費受給者証が交付されます。

医療費受給者証は、兵庫県内の医療機関等でお使いいただけます。

医療機関等を受診される際、窓口にご提示ください。

- ・「特定疾病療養受療証」をお持ちの方は、あわせてご提示ください。
- ・70～74歳の障害者医療受給者および母子家庭等医療受給者の方は、高齢受給者証^{*1}をあわせてご提示ください。
- ・兵庫県外の国民健康保険または国民健康保険組合にご加入の方は、限度額適用(・標準負担額減額)認定証^{*2}をあわせてご提示ください。(オンライン資格確認の場合を除きます)

※1 高齢受給者証について

医療機関等窓口での自己負担割合を示す証明書で、70歳から74歳の方に対してご加入の健康保険から交付されます。

※2 限度額適用(・標準負担額減額)認定証について

医療機関等窓口での負担額を一定の金額にとどめるための証明書です。

入院するときなど、医療費が高額になりそうときは、「限度額適用(・標準負担額減額)認定証」を事前にご加入の健康保険に申請して交付を受けてください。

次ページへつづく

兵庫県内の医療機関等にかかるとき

健康保険証と受給者証を、医療機関等の窓口で提示してください。

制度ごとに決められた一部負担金の支払いで受診することができます。

〔0歳および所得基準額未満の1歳～15歳(中学3年生)のお子様は負担なし〕

兵庫県外の医療機関等にかかるとき

受給者証は使用できません。

医療機関等の窓口で健康保険の一部負担金(1～3割)の支払が必要です。

受給者証の提示忘れや県外で受診したとき、治療用装具を作成されたとき、その他に受給者証が使用できないときは、市へ支給申請をしてください。

【その他に受給者証が使えない場合】

- ・自立支援医療や指定難病など他の公費負担医療費助成を受けるとき
- ・兵庫県外の後期高齢者医療制度に加入しているとき

医療費支給申請の方法 P26

受給資格は毎年7月に更新されます。

新しい受給者証は、所得など資格要件を審査のうえ送付しますので、原則手続きは不要です。(所得要件により該当しなくなったときは、不認定通知書を送付します。)

ただし、対象となる所得の申告が西宮市にない場合や母子家庭等医療受給者の状況確認など、手続きや必要書類の提出が必要な場合があります。

必要な方には、市からご連絡いたします。

受給者証の再交付

受給者証を紛失したり、破損したときは、受給者ご本人の健康保険証等の原本をお持ちください。

受給者証は、即日で再交付いたします。

オンラインでできる手続き P30

各種手続きができる場所 P31

医療費支給申請の方法

次のような場合、医療費の支給申請が必要です。

- ①受給者証未提示の場合
- ②兵庫県外の医療機関等で受診した場合
- ③自立支援医療や指定難病など他の公費負担医療制度が対象としている医療を受ける場合
- ④療養費(治療用装具・はり・きゅう・あん摩・マッサージなど)を支払った場合(注1)
- ⑤高齢期移行医療受給者で、同一月の支払い合計額が負担上限額を超えた場合
- ⑥兵庫県外の後期高齢者医療制度に加入している場合

お支払されたときは、医療機関等から領収書を受け取り、診療月の翌月以後2年以内(※)に医療費の支給申請をしてください。

※2年以上前の診療分はお問い合わせください。

高齢障害者医療費受給者の方(兵庫県の後期高齢者医療制度にご加入の方)が県外の医療機関等を受診されたときは、受診月の3~4か月後の月末に指定された口座に振込みます。(申請は不要です)

※お手続きは郵送でも受付しております。
支給申請書を西宮市ホームページからダウンロードしていただけます。(ページ番号 94205664)



郵送での支給申請

【支給決定までの期間】

ご申請された医療費は、支給申請を受付した月の1~3か月後(注2)の月末に、助成額(注1)をご指定の口座に振り込みます。

(注1)

助成額は、健康保険診療により医療機関等窓口で支払った一部負担金から、福祉医療一部負担金と、健康保険等により補填される高額療養費、付加給付金等を控除した金額です。

健康保険より給付されるものがある場合は、まずご加入の健康保険でお手続きをお願いします。

(注2)

高額療養費・療養費に該当する場合など、健康保険から支給決定された金額を確認する必要があるものについては、振込までに4か月以上要する場合があります。

※詳しくは、医療年金課医療給付チーム
(Tel0798-35-3188)までお問い合わせください。

支給申請に必要なもの P28

オンラインでできる手続き P30

各種手続きができる場所 P31

支給申請に必要なもの

① 領収書

(受給者氏名、健康保険診療分の医療点数・金額・負担割合、受診年月日、入院・通院の別、医療機関名と領収印のあるもの)

※原本が必要です。領収書が必要な方は、あらかじめコピーのうえ、原本とコピーの両方をご持参ください。

② 医療費受給者証

③ 健康保険証

④ 手続きをされる方の本人確認書類 (マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等)

⑤ 銀行の預金通帳等、口座内容のわかるもの

※以下の⑥⑦については、西宮市国民健康保険にご加入の方は不要です。

⑥ 療養費支給決定通知書〔健康保険組合等からの通知書〕又は療養費支給証明書

※当該医療費が高額療養費、付加給付金を受けられる可能性のある場合などに必要。健康保険の保険者へ請求する際、領収書原本及び医師の意見書、装着証明書、明細書等原本の提出を求められた場合には、あらかじめコピーをとっておき、ご持参ください。

⑦ 医療費のお知らせ

〔健康保険組合等からの通知書〕

※鍼灸院・接骨院(整骨院)・あん摩・マッサージの施術を受けた場合に必要。

※詳しくは、医療年金課医療給付チーム (Tel.0798-35-3188)までお問い合わせください。

受給者証の交付を受けた後、次のような変更があったときは、届出をしてください。

- ・加入している健康保険が変わったとき (お勤め先が変わったときなど)
- ・住所や氏名が変わったとき (市外転出の場合は受給者証を返却してください。)
- ・婚姻・離婚をされたとき
- ・亡くなったとき
- ・母子家庭等の状態でなくなったとき (母子家庭等医療受給者の方の結婚(事実婚も含む)、遺児でなくなったときなど)
- ・障害者手帳や療育手帳の交付を受けたとき
- ・障害の等級に変更があったときや、障害者手帳等の再判定を受けたとき (精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、2年毎に更新手続きが必要です)
- ・要介護認定の区分に変更があったときや認定有効期間を更新したとき(高齢期移行医療の方)

※申請に必要なものは状況に応じて変わりますので、手続きの前に医療年金課医療資格チーム (Tel.0798-35-3131)までお問い合わせください。

オンラインでできる手続き P30

各種手続きができる場所 P31

オンラインでできる手続き

福祉医療のお手続きにはオンラインで申請可能なものがありますので、ご活用ください。

オンライン申請は西宮スマート申請から行えます。
(申請には利用者登録が必要です。)

- 乳幼児等医療費受給者証交付申請(0歳児のみ)
※お子様の健康保険証が必要です。



- 加入健康保険が変わった場合の届出
※受給者本人(乳幼児等・こども医療費助成制度は
お子様の父母等)からの申請に限ります。



- 受給者証の再交付申請
※受給者本人(乳幼児等・こども医療費助成制度は
お子様の父母等)からの申請に限ります。



- 医療費支給申請
※領収書の内容によっては、スマート申請ではご申請
いただけない場合があります。



各種手続きができる場所

- 西宮市役所 医療年金課
(本庁舎1階4-2 福祉医療窓口)
〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号
TEL:0798-35-3131(資格に関すること)
0798-35-3188(給付に関すること)
※受付時間:平日9時~17時30分

- 鳴尾支所 TEL:0798-47-0101
- 瓦木支所 TEL:0798-67-5132
- 甲東支所 TEL:0798-51-2681
- 塩瀬支所 TEL:0797-61-0521
- 山口支所 TEL:078-904-0395
- 夙川市民サービスセンター
TEL:0798-35-8181
- 上甲子園市民サービスセンター
TEL:0798-67-7080
※受付時間:平日9時~12時、13時~17時30分

- アクタ西宮ステーション
TEL:0798-65-6930
※受付時間:平日9時~12時、13時~19時30分
(ただし、17時30分以降は付加給付の確認が必要なものは受付できません)

※土曜・日曜・祝日、年末年始(12月29日~1月3日)はすべての
場所で受付しておりません。なお、分室ではお取り扱いして
おりません。

西宮市ホームページ

西宮市



<https://www.nishi.or.jp/>



乳幼児等・こども医療

HPトップ>くらし・手続き>医療費助成>
乳幼児等・こども医療

障害者・高齢障害者医療

HPトップ>くらし・手続き>医療費助成>
障害者医療 or 高齢障害者医療

母子家庭等医療

HPトップ>くらし・手続き>医療費助成>
母子家庭等医療

高齢期移行医療

HPトップ>くらし・手続き>医療費助成>
高齢期移行医療(旧・老人医療)